

# 年次改善プロジェクトに関する公開草案、公表 — ASBJ

去る11月18日、企業会計基準

委員会が、第536回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 年次改善プロジェクト

年1回の企業会計基準等の要  
変更事項の確認作業において、  
公開草案の公表が必要な改正す  
べき基準等について、次の公開  
草案が示され、審議が行われた。

### (1) 包括利益の表示

企業会計基準25号「包括利益  
の表示に関する会計基準」、企  
業会計基準適用指針9号「株主  
資本等変動計算書に関する会計  
基準の適用指針」を改正する。

その他の包括利益の取扱いに  
関して、複数の会計基準等で使  
用されている用語の一部が、連  
結財務諸表上の取扱いに関する  
記載に使用されるべき表現と  
なっていないため、所要の改正  
を行うもの。

### (2) 特別法人事業税の取扱い

企業会計基準27号「法人税、  
住民税及び事業税等に関する会  
計基準」、企業会計基準適用指  
針28号「税効果会計に係る会計

基準の適用指針」を改正する。

2019年に創設された特別  
法人事業税の取扱いの明確化を  
行うもの。

### (3) 種類株式の取扱い

実務対応報告10号「種類株式  
の貸借対照表価額に関する実務  
上の取扱い」を改正する。

2005年の商法改正に伴い、  
会社法が公布されたことを受け  
て削除された商法の条文を参照  
したままのものを修正するもの。

\*

出席委員全員の賛成で公表  
議決された（11月21日公表。  
2025年1月20日コメント期  
限。 [https://www.asbj-jp/jip/  
project/exposure\\_draft/  
y2024/2024-1121.html](https://www.asbj-jp/jip/project/exposure_draft/y2024/2024-1121.html)参照）。

### 金融資産の減損

第228回金融商品専門委員  
会（2024年12月1日号（No.  
1728）情報ダイジェスト参  
照）に引き続き、主に次の審議  
が行われた。

### (1) ステップ5における未収金・

貸付金等の取扱い  
ステップ5（一般事業会社に

対する検討）において検討の方  
向性を議論した貸倒引当金の対  
象となる金融資産等のうち、次  
の資産について事務局提案が示  
され、検討が行われた。

- ① 未収金：IFRS9号「金  
融商品の単純化したアプロー  
チの対象としない
- ② 貸付金等：ステップ5独自  
のオプションを設けない

委員からは特段の異論は聞か  
れなかった。

### (2) 減損の定めの対象に関する 検討

IFRS9号の減損に関する  
定めを取り入れるにあたり、ハ  
イレベルな内容は金融商品会計  
基準に、それ以外のものは新た  
に開発する適用指針か、取り入  
れないこととする方針が示され  
ている。今回は、IFRS9号  
の項目を取り込むにあたっての  
具体的な峻別が行われた。

5.5.1項の予想信用損失モ  
デルの対象となる金融商品のう  
ち、リース債権、ローン・コミッ  
トメントおよび金融保証契約の  
ほか、5.5.3項、5.5.4項、  
5.5.5項、5.5.7項、5.5.  
9項、5.5.10項、5.5.13  
項、5.5.15項の定めを、金

融商品会計基準に取り入れると  
提案した。

また、信用リスクの著しい増  
大（SICR）に関する5.5.  
3項、5.5.5項の定めにおい  
て「ある金融商品に係る信用リ  
スクが当初認識以降に著しく増  
大している場合」における傍線  
部分の文言を含めないとの提案  
も示された。

委員からは『当初認識以降  
に』の文言は外すべきではない、  
「5.5.10項は『できる規定』  
であり、適用指針のほうがいい  
のでは』などの意見が聞かれた。

### バーチャルPPA

第163回実務対応専門委員  
会（2024年12月1日号（No.  
1728）情報ダイジェスト参  
照）に引き続き、バーチャルP  
PAについて、次の事務局案が  
示され、審議が行われた。

(1) 需要家が非化石価値を受け  
取る権利に関する会計処理  
受け取ることになる非化石石

値の数量等が確定した段階にお  
いて、非化石価値について費用  
処理を行い、対価の支払義務を  
計上する。

### (2) 対価が差金決済の場合の追 加的な論点

非化石価値の対価が差金決済  
の場合で、対価がマイナスとな  
るときは、費用から控除する。

### (3) 開示の検討

「契約から生じる損益及び  
キャッシュ・フローの性質、金  
額、時期及び不確実性を財務諸  
表利用者が理解できるようにす  
るための十分な情報を企業が開  
示することである」とする開示  
目的を達成するため、契約の概  
要や当期の費用計上額を開示す  
る。

\*

委員から「(1)について、数量  
が確定した段階ではなく、移転  
時や支払時としては」との意見  
が聞かれた。

## 会計

# 適用基準案における算定期間の考 え方も再公開草案公表へ — SSBJ

去る11月14日、SSBJは第  
43回サステナビリティ基準委員  
会を開催した。

3月29日に公表されたサステ  
ナビリティ開示ユニバーサル基  
準案（以下、「適用基準案」と

いう)およびサステナビリティ開示テーマ別基準案(以下、テーマ別基準案のうち気候関連開示基準案を「気候基準案」という)に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

**適用基準案71項に関する検討**

前回(2024年11月20日号(No.1727)情報ダイジェスト参照)の審議において、気候基準案53項および54項を削除し、「サステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間と、温室効果ガス排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により調整し、報告期間に係る排出量を算定しなければならないと定める」ことを再公開草案で提案することとした。

一方、気候基準案において指標の報告のための算定期間の考え方を再提案するのであれば、適用基準案においても同様の再提案を行うことが整合的であると考えられるため、事務局は次の案を提示した。

- (1) 適用基準案71項を削除する。
- (2) サステナビリティ関連財務開示(および関連する財務諸表)の報告期間と、企業が活

動する地域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間にあわせることとなる旨を結論の背景に記載する。

- (3) (2)の「期間調整のための合理的な方法」については、解説記事により情報を提供する。
- ※ 前記(1)および(2)の変更について、再公開草案を公表する。

委員からは、「合理的な方法をどう具体的に示すかが問題」などの意見が聞かれた。

事務局は「会計基準では合理的な方法は一般的に使っている。解説記事等はいくまで本当にどうしたらいいかわからないという人たちのため。例示はするが、あまり例示に引きずられすぎるともよくない」と回答した。

その他、第41回会議(2024年11月10日号(No.1726)情報ダイジェスト参照)では、会社法監査報告書日後、金商法監査報告書日までに発生した修正後発事象について、金商法に基づく財務諸表では開示後発事象に準じた取扱いをするというわが国特有の論点について、実務

経理に効く法律雑学

契約とは何か

弁護士 白川 敬裕

「契約」は、日常用語としても馴染みがある言葉ですが、裁判所に訴えられる「法的拘束力」が発生するのですから、法律上最も重要な概念の一つです。

それでは、「契約」とは何なのでしょうか。実は、法律上の「契約」の定義は極めてシンプルです。契約は、①お互いの意思が表示され、②それらが合致して成立した約束、のことをいいます。

たとえば、「コンビニエンスストアで商品を買うとき、客はレジに商品を差し出すことで「この商品を買ってください」という申込みの意思を表示したことになり、店員が商品のレジ打ちを始めることは「いいですよ」という承諾の意思表示に当たります。その時点で、双方の意思が合致し、売買契約が成立したことになります。

売買契約が成立すれば、客は商品をもろう権利、お店は代金をもろう権利が発生します。

電車に乗る(旅客運送契約)、会社で働く(雇用契約)、レストランで食事をする(飲食物提供契約)、自転車をレンタルする(賃貸借契約)など、日常生活は「契約」の連続といえます。

賃貸借などの典型的な契約が規定され、それぞれの契約について、どのような権利が発生するかが書かれています。

また、カテゴリリーにない契約を締結することも可能です。たとえば、ビジネスで「秘密保持契約」を締結することがあります。「お互いに機密情報を開示し合って、ビジネスで協力しましょう。相手の機密情報は漏らさないようにしましょう。もし漏らしたら、損害を賠償してもらいます」という趣旨の契約を締結しておけば、相手に機密情報を守らせる権利が発生します。

相手に契約違反があれば、裁判所に訴えることができます。契約書のなかに、法律にない権利を盛り込むこともできます。たとえば、法律上、契約を解消できるのは、原則として相手に契約違反(債務不履行)があった場合です。でも、契約書のなかに、「相手の信用に不安が生じた場合(資産の差し押さえ、手形の不渡り、反社会的勢力との関わりなど)に契約を解除できる」と規定しておけば、解除の権利が創設されたことになりま

す。

民法などの法律には、売買、契約によって「権利」を制限す

ることもできます。事業者が消費者と契約する場合、消費者を保護する法律(消費者契約法など)が適用され、民法などの法律より不利な規定が契約に含まれていると、その規定が無効になることがあります。

しかし、「原則」としては、契約によって、民法などの権利を制限することができます。

たとえば、損害賠償できる権利を制限する規定(例…「損害賠償責任を負うのは、故意または重大な過失があった場合に限り」)、裁判を起す裁判所を限定する規定(例…「〇〇地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする」)などがあります。このように「契約」により、法律の内容を自由に変更できることが原則とされています。つまり、「契約」が、法律と同じ役割を果たすのです。

「契約書」の内容は、できるだけ自社に有利なほうが望ましく、逆に、不利な内容が含まれていると後で困ることになります。そのため、契約書が「法律の内容に比べて」有利なのか、不利なのかを見定めることが重要となります。

対応基準の開発をするために再公開草案の公表が議論されていた。

これについて事務局は前回会議で、委員の意見を踏まえ、実務対応基準での対応ではなく、解説記事での対応とする案を示

### 国際会計

## 引当金に関するIAS37号の改訂案、公表——IASB

去る11月12日、IASBは、IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を改訂する公開草案「引当金」(以下、「公開草案」という)を公表した。

### 公開草案の内容

公開草案は、貸借対照表における引当金の認識および測定のための改善を目的としている。投資家は、企業が計上する引当金について、将来のキャッシュ・フローや財政状態を評価するために、透明性があり比較可能性のある情報を求めている。公開草案は具体的には、次の改善を提案している。

- ① 認識に関する要件…過去の事象の結果として現在の債務を有すること。
- ② 経済的資源

し、委員からも賛同が得られた。そのため、現時点での再公開草案予定は、適用基準案と気候

基準案における指標の報告のための算定期間の考え方に関するもののみである。

の移転の要件、③過去の事象の要件の3つの要件により、より明確化することが提案されている。

### ② 測定に関する要件

① 現在の債務を決済するために必要な将来の支出の見積り現在の債務を決済するため追加でかかるコストと、当該債務の決済に直接関連するその他のコストの配分額が含まれることの明確化が提案されている。

### ② 将来の支出を現在価値に割り引くために使用する率

リスクリフリー・レートを使用することが提案されている。また、引当金が割引引かれている場合には、当該割引率やその決定に使用された方法の開示を追加することも提案

されている。

公開草案による提案は、資産除去債務のような長期性の負債や賦課金のように政府が課す税

### 国際会計

## サステナビリティ関連リスク・機会についての教育文書、公表——IFRS財団

去る11月19日、IFRS財団は「サステナビリティ関連リスクおよび機会ならびに重要な情報

の開示」(Sustainability-related risks and opportunities and the disclosure of material information)と題された教育文書(以下、「本教育文書」という)を公表した。IFRS財団は2023年に公表したISSB基準の適用の支援を行う活動を展開しており、本教育文書の公表もその一環としての活動である。

### 本教育文書の構成

本教育文書は、ISSB基準を適用する企業が、サステナビリティに関連するリスクと機会についての重要な情報を識別・開示することを支援することを目的とした約60頁の文書であ

金の会計処理に影響を与える可能性がある。

### コメント期限

コメント期限は、2025年3月12日までである。

### 本教育文書の内容

本教育文書では、IFRS S1号において定義・規定されている「重要な情報」、「サステナビリティ関連のリスクおよび機会」、「バリューチェーン」などの概念・用語が確認・説明されたうえで、これを実務において適用するための方法や適用例が示されている。説明においては、ISSB基準を適用するための統合思考(integrated thinking)の概念、すなわち、企業とステークホルダー、社会、経済および自然環境のバリューチェーンにわたる不可分のつながりの考察が意識されている。

また、サステナビリティ関連財務情報と財務諸表のつながり(connectivity) およびESRSやGRIなどのISSB基準以外の基準との相互運用可能性(interoperability)の観点からの考慮事項も説明されている。

### 国際会計

## 期中財務報告に関するASU案、公表——FASB

去る11月13日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「期中における財務報告(トピック270)——狭い範囲

の改善」を公表した。

この公開草案は、2021年11月に公表された公開草案「期中における財務報告(トピック



270) — 開示フレームワーク— 期中の開示要求の変更」に対しての利害関係者からの要望を考慮した再公開草案である。

**公開草案の内容**

公開草案の目的は、期中期間の開示要求を拡大または縮小するかどうかの評価ではなく、現行の要求を明確にすることにある。

主な改訂点は次のとおりである。

- ・ ガイダンスを修正し、トピックの目的を明確化する。
- ・ GAAPに従った期中財務諸表と注記に適用する範囲を修正する。
- ・ GAAPに従った期中財務諸表と注記の形式と内容についてのガイダンスを追加する。
- ・ GAAPで求められる期中期間の開示の包括的なリストを追加する。
- ・ 企業にとって重要な前年度末以降に発生した事象や変更の開示を求める開示原則を追加する。
- ・ トピック270で開示が要求されているトピック270以外のトピックでの開示要求について、トピック270以外の開示要求で「期中期間」の用語が含まれて

いない場合に「期中期間」という用語を含める。

**適用関係等**

公開草案の適用日と早期適用

**国際会計**

**政府補助金に関するASU案、公表—FASB**

去る11月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「政府補助金(トピック832) — 事業企業による政府補助金の会計処理」を公表した。

現行では、事業企業(Business entities)が政府から受け取った補助金(Grants)の認識、測定、および表示に関する規定はなく、多くの企業がIAS 20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」を、少なくとも部分的には政府補助金の会計処理に類推して適用している。

**公開草案の内容**

公開草案は、「資産に関連する補助金(長期資産を購入、建設、またはその他の方法で取得することを求められる補助金)」と「収益に関連する補助金(資産に関連する補助金以外の補助金(たとえば、企業の運営費用を補填する補助金))」を含む政

の可否は未定であるが、将来に向かつて適用される。

コメント期限は、2025年3月31日である。

府補助金の認識、測定、表示に関するガイダンスを確立する。

公開草案は、すべての政府補助金について、次の条件が満たされる場合に当初認識を行う。

- (a) 企業が補助金に付随する条件に従うことが見込まれること
- (b) 補助金を受け取れることが見込まれること

当初認識にあたり、「資産に関連する補助金」は、次のいずれかのアプローチで貸借対照表に認識される。

- ① 繰延収益(繰延収益アプローチ)
- ② 資産の帳簿価額の決定における取得原価の一部(原価累積アプローチ)

「収益に関連する補助金」と「繰延収益アプローチ」を選択した資産に関連する補助金」は、補助金が補填する費用を企業が費用として認識する期間にわたり、体系的で合理的な方法で収益として認識される。一方、「原価累積アプローチ」を選択した資産に関連する補助金」では、補助金の金額は資産の帳簿価額を決定するときに認識される。

「収益に関連する補助金」については、「その他の収益の一般的な見出しで個別に表示する」と「関連する費用から

**適用関係等**

公開草案の適用日と早期適用の可否は未定であるが、「遡及適用」と「将来に向かつての適用」のいずれかを要求する。コメント期限は、2025年3月31日である。

**金融**

**トランプ再選がもたらす金融市場の構造変化**

トランプ前大統領が再選されたため、市場ではトランプトレードが活発化している。

トランプトレードとは、トランプ次期大統領の経済政策が市場にもたらす影響を織り込んだ取引を指し、かつては2016年の当選時にも注目された現象である。今回は、減税や規制緩和への期待などから、株式、為替、金利にも大きな動きがみられたが、最も目立った上昇をみせたのが暗号資産で、ビットコ

イン価格が選挙直後の1日で約10%の急騰をみせ、その後も上昇相場が衰える気配がない。トランプ次期大統領の金利引下げ支持や減税といったインフレ的政策が、インフレヘッジ資産としてビットコイン需要を急増させた。

加えて、トランプ次期大統領は暗号資産制度の改革にも積極的だ。暗号資産支持者を閣僚起用予定者に挙げ、自身の関連企業による暗号資産取引プラットフォーム

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付          | 法規等   | 出所    | 備考  | 掲載号 |
|-------------|---|-------|---|-----|
| 2024年11月13日 | 監査基準報告書701研究文書3号「監査上の主要な検討事項」における監査人の主要な見解等の記載に係る海外事例の調査レポート(研究文書)」 | JICPA | 2023年2月に金融庁から公表された「監査上の主要な検討事項(KAM)の特微的な事例と記載のポイント2022」において、わが国における監査人の主要な見解等の記載を期待する意見が掲載されたことを受け、KAMの記載を先行導入している英国やオランダなどの状況調査を行い、監査人の主要な見解等に関する議論の参考にするを目的に取りまとめられたもの。<br><a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20241113edf.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20241113edf.html</a>                | —   |
| 2024年11月15日 | 財務報告内部統制監査基準報告書1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正(公開草案)                          | JICPA | 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」に基づく要求事項と適用指針の明確化を行う等、所要の見直しを行ったもの。コメント期限は12月16日。<br><a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20241115eaf.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20241115eaf.html</a>   | —   |
| 2024年11月20日 | 企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直しについて             | 東証    | 財務上の特約の開示に関する改正開示府令(2023年12月公布)や、株式報酬としての株式発行等とインサイダー取引に関する改正取引規制府令(2024年9月公布)を踏まえ、適時開示事由の追加を行うなど、所要の上場制度の制度を行うもの。コメント期限は12月20日。<br><a href="https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20241120-01.html">https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20241120-01.html</a> | —   |
| 2024年11月21日 | 「資本コストや株価を意識した経営」に関する「投資者の目線とギャップのある事例」等                            | 東証    | 「資本コストや株価を意識した経営」の推進に際して、上場会社が、自社の取組みを点検・ブラッシュアップする際の参考とするため新たに取りまとめたもの。2024年2月公表の「投資者の視点を踏まえた対応のポイントと事例」を投資者からのフィードバックを踏まえてポイント・事例を拡充し、改訂されている。<br><a href="https://www.jpx.co.jp/news/1020/20241121-01.html">https://www.jpx.co.jp/news/1020/20241121-01.html</a>   | —   |

証券

トランプ大統領の成功体験、再現あるか？

フォーラム会社の買収を模索している。こうしたビットコイン価格の急騰は、中央銀行デジタル通貨(CBDC)開発競争をさらに激化させる。CBDCは中央銀行が発行するデジタル版の法定通貨で、決済の効率化と通貨主権の強化を目的とする。

さらに、金融市場全体にも影響がある。暗号資産がリスクヘッジ資産としての地位を強化するなか、金や国債への資金流入が減少する可能性がある。暗号資産とCBDCがそれぞれ異なる役割を果たすなか、両者の共存は金融市場に新たな競争と革新をもたらしている。暗号資産はインフレヘッジや非中央集権的な価値保存手段として投資家に支持される一方、CBDCは中央銀行の信用力を背景に安んずる。全かつ効率的な決済手段として普及が進んでいる。この競争が既存の金融機関の役割を変え、新たな取引システムや経済構造を生む可能性がある。

トランプ次期大統領の規制緩和政策や暗号資産市場への積極的な支援は、今後の各国の金融政策や国際通貨システムといった大きな枠組みに、長期的な影響を与えることになりそうだ。

トランプ氏の米大統領当選後、世界の株価市場は新大統領の政治・経済政策を詮索しているが、株価は小幅な値動きにとどまり、方向感が欠けているようにみえる。予測不能とされるトランプ氏の政策を実際に実行するのは閣僚だが、選ばれたのはトランプ氏に忠実、忠誠心が高いとされる人物ばかりで、適任性に疑問があるという見方があふれている。そうした人物が「アメリカ・ファースト」と叫んで繰り出す政策がはたして世界から受け入れられるものかどうか、不安になるところもあり、その結果、株価も方向感を失う国が多いのではないかとトランプ氏当選後もG20で株価がはつきりとした上昇軌道にあるのは、アルゼンチン1国である。アルゼンチンのミレイ大統領はポピュリストで、昨年末に就任した。トランプ氏の再選後、最初に面会した外国首脳である。トランプ氏に近い首脳として急速にクローズアップされてきた。トランプ氏の経済政策に不安を感じて株価が足踏みしたのは、

前回も同様であった。ところが、今回は政権が動き出し、法人税減税の効果が実感されるようになる。株価が着実に上がり出したのである。このときの成功体験が、ウォール街に今回の大統領選挙でトランプ氏支持の雰囲気醸成したといえる。

減税、関税引上げ、移民増加抑制などの目玉政策が動き出すのは、トランプ次期大統領が就任してからである。今回は政府効率化省を新設し、財政支出縮小や財政需要抑制を打ち出した。しかも責任者として電気自動車大手テスラ社CEOを起用するという異色ぶりである。小さな政府路線が景気にどう影響するか、何とも予想しがたい。現在の世界経済、金融情勢からすると、トランプ新政権の政策からは日本を始め西側主要国からの経済と金融・株式市場の命運を握っている。

ウクライナ戦争、パレスチナ戦争の帰結も世界にとって重大な問題だが、ここでもトランプ政権が重要な役割を果たさそうとしている。